

大村市政だより

今月の納税

今月は市県民税の才3期分と国民健康保険税の才4期分を納める月です。市民のみなさん忘れずに早めに納めてください。

■昭和33年4月22日第三種郵便物認可 ■毎月3回1日・10日・20日発行 ■定価1部5円
■発行所 大村市役所 ■編集人 総務課長 森 辰 男 ■印刷所 合同印刷所



昔の人達や、自然が残したもののの中に私達の生活をうるおし、ゆたかにするものがたくさんあります。その中で、とくに文化財として

指定されたものとして、市内では「本経寺の墓碑群」(写真=上)「大村桜」(写真=左)「黒丸踊」「キリシタン墓碑」「せんざい草郡落」「つくししゃくなげ」(写真=右)があります。これらのものは、市民のほこりとして後世に残すよう努力いたしましょう。



○ (ここをとしてください) ○

11月3日は文化の日。この日恒例の市民音楽祭が中央公民館で行なわれました。この日、中央公民館は満員の盛況で、市民のみなさんのひごろの練習の結果が発表され

市民音楽祭

内容も三曲コーラス、バンド演奏器楽合奏などもりだくさんで、たのしい一日をすごしました。



おしらせコーナー

駅前アパート入居者を募集

駅前アパート併設店舗の六号の入居者を公募します。

およぼすおそれのない事業を行なうもので独立して事業経営の能力を有する者

②過去一カ年市内で営業している者

- △使用料 一カ月六千円
- △保証金 使用料の五カ月分
- △入居者資格
- ①住宅入居等に悪影響を

△公募期限 十一月十七日まで
△申込要領 期限までに建築課に申込んでください。

税

【所得税】納税者の声を聞く旬間が十一月十日から一週間行なわれます。市内では十一月十五日に税務相談を商工会議所で午前十時

から四時まで行ないます。また市内の竹松納税組合が優良納税組合として表彰されます。申告所得税二期分の納期は十一月三十日です。

【県税】県税では、従来市内に移動窓口を設けていましたが、二期分から自主納税に期待をかけることにしました。二期分の納期限は十一月三十日

です。近くの十八銀行、親和銀行、郵便局を通じて納付してください。

三歳児の健康相談

身体の発育や精神発達の人間形成にとって、もっとも重要な時期は、三歳児のころといわれています。これら三歳児について、総合的な健康相談ならびに育児指導を行ないますので、該当児はもれなく受診して下さい。

▷該当児 昭和37年11月1日から38年10月31日までに生れたもの

▷検診内容

- (1) 発育不良や諸習癖の相談
- (2) 肢体不自由や精神薄弱、視聴力障害らの早期発見
- (3) 今後の育児指導

なお、料金はいりませんが、なるべく母親が同行し、母子手帳を持参してください。

実施期日	実施場所	実施時間
11月21日	福重出張所	9.30~12.00
" "	松原公民館	13.30~15.30
11月22日	鈴田出張所	9.30~12.00
" "	三浦幼稚園	13.30~15.30
11月24日	大村保健所	10.00~15.00
11月25日	竹松本町公民館	10.00~15.00
11月28日	松並公民館	10.00~15.00
11月29日	諏訪公民館	9.30~12.00
" "	萱瀬出張所	13.30~15.30

選挙人名簿はいつでも閲覧できます

□□□□

公職選挙法の改正により選挙人名簿が執務時間中であれば、いつでも閲覧できることになりました。今後は補充選挙人名簿の制度がありませんので、ぜひ一度選挙管理委員会事務局で名簿に登録の有

無を確認し、登録もれの場合はすぐ登録申出の手続をとってください。なお、一度名簿に登録されますと、異動がない限り永久に選挙人名簿に登録されることとなります

明に、また法円寺御詠歌会のみなさんは、社会福祉事業資金にと金一封を寄付されました。

清和園に寄付

□□□□

- △K氏 雑誌二十九冊
- △中諏訪一区 岡村正久
- 洋花四鉢 △大村北部詩吟会 詩吟慰問、チリ紙
- 二ノ △大村高等学校家

庭科生徒 石ケン二十一
個、タオル二十一本、演芸慰問 △K氏 雑誌二十四冊 △諏訪町井上時男 西瓜十五キロ △K氏 雑誌十冊 △K氏 雑誌二十二冊 △原口住宅石渡乙女 菓子器三十六個 △ライオンズクラブ 収容者全員を鏡眼、眼鏡十二個、眼鏡修理、目薬八個

福祉資金に寄付

□□□□

市内原口町の岡山好美さんは亡母マシさんの忌

食品業者の検便と登録

□□□□

今年度第二回目の食料

品製造業、調理業、販売

業（行商も含む）の従事

者の検便健康診断と食品

販売、行商の未登録者の

登録をつぎのとおり行な

いますので、もれなく受

診、登録をすませてくだ

さい。

なお、当日検便できな

い方は母指頭ぐらいの大

きさの便（当日採便のも

の）をマッチ箱等に入れ

住所、氏名を記入して大

村保健所に提出してくだ

さい。

△料金

検便 一人五十円

登録 一件百円

△日時・場所

十一月十五日 大村保健所

十一月十六日 西大村出張所

十一月十七日 松原公民館

十一月十八日 竹松出張所

十一月十八日 竹松出張所

十一月二十一日

大村保健所

時間は、いずれも九時三十分から十五時までです

建築法規講習会

を聞く

建築法規講習会をつぎ

のとおり開きますので関

係者や一般の方の参加を

希望します。

△日時 十一月二十五日

午後一時から

△場所 労働会館二階ホ

ール

△講師 長崎県諫早土木

事務所建築課長

△内容①一般建築法規

②用途地域におけ

る建築物の制限

③補強コンクリー

トブロック造り

について

なお、くわしいことは

市役所建築課へおたづ

ね下さい。

無縁墓地の改葬

△墓地の所在地

福岡県三潴郡筑邦町

届出先

福岡県八女郡広川町

藤田共同納骨堂建設委

員会

届出期日 十一月三十日

△墓地の所在地

愛知県岡崎市元能町

届出先

岡崎市技術部区画整理課

届出期日 十一月二十日

△墓地の所在地

伊丹市千僧字田畑二

届出先

伊丹市衛生部衛生課

届出期日 十一月三十日

いらない犬はこの箱に

日程

- 11月14日 市役所裏
 - 12月14日 西大村出張所
 - 1月14日 竹松出張所
 - 2月14日 松原出張所
 - 3月14日 鈴田出張所
 - 4月14日 福重出張所
 - 5月14日 三浦出張所
 - 6月14日 萱瀬出張所
- なお、不用犬を箱に入れる時は出張所長に申し出て下さい。

× ×



野犬の横行がめだっています。そこで大村市で不用犬の引取り箱を作り、毎月14日を不用犬引取り日とし、いらなくなった犬を引取ります。飼育しない犬は野放ししないでこの不用犬引取箱に入れてください。

明るく正しい選挙強調月間

(11月1日～11月30日)

統一地方選挙が明春にひかえております。

地方選挙にありがちな、義理人情やお金や物の誘惑にまどわされて投票するなどの悪へいを追放し、明日の郷土づくりのため、より明るく正しい選挙実現のため、おたがいに努力しましょう。



市民手帳

ネパールの子供達を結核から守るため、古切手収集運動が進められています。7月から9月までの間に次の方からたくさんのお切手をおくっていただきました。ありがとうございました。

▷A子さん▷西小路久保川雅子さん▷大村農協職員一同▷貞松時計店従業員一同▷小路口北村ノブさん▷古町喜々津保則さん▷杭出津岩永キクエさん。市民のみなさん、どんな切手でも結構です。机の引出し、家の茶棚にねむっている古切手を市役所総務課までお送りください。

旧軍人軍属等の年金等支給処置を改善

年金等の支給処置がつぎのとおり改正されましたので、対象者の受付を保険年金課で行なっています。

なる妻

▽前に述べた「特例に関する法律」の改正により特例遺族年金の受給者となる妻

戦没者の妻に対する特別給付金支給法関係

法の一部改正により次のとおり改正された。また、善により遺族給与金の受給者となる妻の戸籍に入っていないため従来遺族以外の者と養子縁組したとされていた者のうち今年度の改正により遺族年金等の受給者となる妻

旧軍人等の遺族に対する特例に関する法律関係

軍人軍属の内地勤務期間中生じた負傷疾病について「管内に居住すべき」及び「昭和十九年前の負傷疾病について職務関連が顕著であることを要す」の条件を廃止して特例扶助料を支給する

みんなの力で、交通事故をなくそう。

11月は、死亡重傷事故防止の月です。市内では、7月3日の死亡事故以来、120日以上死亡事故0の記録が続いています。みんなの力で、その記録を続けましょう。

今後年末にかけて死亡、重大事故の多発が予想されますので、次のことに十分注意し、市民みなさんの協力で大村の町から交通事故をなくするようつとめましょう。

学童、幼児を交通事故から守りましょう

子供の被害事故は親の責任です。

- ①道路への飛び出し
②車の直前直後横断
③道路上での遊戯
④幼児のひとり歩き

二輪車の無謀操縦はやめましょう

二輪車による死傷が死亡事故の中で最高の比率を占めており、その大半が頭部の損傷によるものです。

- ①酒よみ無免許運転
②速度の出し過ぎ
③無理な追越し

貨物自動車は安全運転につとめましょう

貨物自動車は、二輪車につぐ死傷事故率を示しています。運転者も雇用者も次のことに注意し安全運転につとめましょう

- ①作業点検の励行
②発進、後退時における安全確認の励行
③過労運転の防止
④交通暴力的違反の追放

道路は広く正しく使いましょう。

違法駐車、道路の不正使用は道を通りにくくするばかりか、交通事故の原因となります。

- ①駐車違反
②国道及び市街地道路における長時間駐車
③物件放置及び無許可の道路使用はお互につつましましょう。

【訂正】十一月一日発行市政だよりで「旧軍人軍属等の年金等支給処置を改善」のうち

「訂正」十一月一日発行市政だよりで「旧軍人軍属等の年金等支給処置を改善」のうち

「訂正」十一月一日発行市政だよりで「旧軍人軍属等の年金等支給処置を改善」のうち